

議案第 6 号

湯河原町風致地区条例の一部改正について

湯河原町風致地区条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 6 年 2 月 13 日 提出

湯河原町長 冨 田 幸 宏

(提案理由)

漁港漁場整備法の一部改正に伴い、引用する法律の題名を改めるため、条例に改正を要するので、本案を提出するものです。

湯河原町風致地区条例の一部を改正する条例

湯河原町風致地区条例（平成26年湯河原町条例第29号）の一部を次のように改正する。

第3条第21号中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

湯河原町風致地区条例の一部を改正する条例新旧対照条文

現 行	改 正 後	備 考
<p>(適用除外)</p> <p>第3条 次に掲げる行為については、前条第1項及び第3項の規定は、適用しない。この場合において、その行為をしようとする者は、当該行為をしようとする日前相当の期間において町長にその旨を通知しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p> </p> <p>(20) (略)</p> <p>(21) <u>漁港漁場整備法</u>(昭和25年法律第137号)第3条第1号に掲げる基本施設又は同条第2号イ若しくはロに掲げる機能施設に関する工事</p> <p>(22) (略)</p> <p> </p> <p>(36) (略)</p>	<p>(適用除外)</p> <p>第3条 次に掲げる行為については、前条第1項及び第3項の規定は、適用しない。この場合において、その行為をしようとする者は、当該行為をしようとする日前相当の期間において町長にその旨を通知しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p> </p> <p>(20) (略)</p> <p>(21) <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>(昭和25年法律第137号)第3条第1号に掲げる基本施設又は同条第2号イ若しくはロに掲げる機能施設に関する工事</p> <p>(22) (略)</p> <p> </p> <p>(36) (略)</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、令和6年4月1日から施行する。</p>	